

医療観察法災害ガイドライン素案

I. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、災害時において、医療観察法対象者の安全を確保し、医療観察法のもと適切な医療を実施できるようにすることを目的とする。

なお、被災した指定入院医療機関及び指定通院医療機関は、原則、各医療機関の安全管理マニュアルに準じ対応することとし、当ガイドラインは、被災した指定入院医療機関及び指定通院医療機関が適切な医療の実施ができない場合、他の指定入院医療機関及び指定通院医療機関等で、継続的な医療を実施できるよう転院等の災害時の対応方法に力点を置くものとする。

II. 総論

用語の定義

当ガイドラインにおける用語については以下のとおり。

・ 災害

火災、水害、地震等の外的要因により、指定入院医療機関及び指定通院医療機関が、医療観察法に基づく医療の実施に支障がある状態のこと。

・ 緊急避難

指定入院医療機関が被災し、医療観察病棟から直ちに避難しなければ安全が担保できないと管理者が判断した場合で、入院処遇対象者を安全な場所へ避難させること。

緊急避難は、医療観察法第100条第1項の「外出」の規定に基づき行うものとする。

・ 二次避難

指定入院医療機関が被災し、かつ医療観察病棟内で継続した医療の実施が困難と管理者が判断した場合で、一時的に入院処遇対象者を近隣医療機関等へ避難させ、同医療機関等での継続した医療を実施すること。

二次避難は、医療観察法第100条第2項に基づき、「外泊」の規定に基づき行うものとし、1週間を超える場合は、原則、指定入院医療機関へ転院させることとする。

- ・ 転院

指定入院医療機関及び指定通院医療機関が被災し、かつ長期に渡り医療の実施が困難と管理者が判断した場合、入院処遇対象者及び通院処遇対象者を被災都道府県等内外の指定入院医療機関及び指定通院医療機関へ移送等により転院させること。

- ・ 災害派遣精神医療チーム（以下、「D P A T」という）

（Disaster Psychiatric Assistance Team：D P A T）

被災都道府県等によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。

- ・ D P A T 都道府県調整本部（以下、「D P A T 調整本部」という。）

被災都道府県等災害対策本部及び被災都道府県等災害医療本部の指揮下に置かれ、被災都道府県等管内で活動するすべてのD P A Tの指揮・調整とロジスティクス、都道府県災害対策本部等との連絡および調整、都道府県災害医療コーディネーターとの連携、被災都道府県等内の精神保健医療に関する被災情報の収集（精神科医療機関の被災状況等）、厚生労働省及びD P A T事務局との情報共有等の統括業務を行う。

なお、D P A T調整本部は、災害の規模（病棟のみの火災など）によっては設置されない場合もある。

- ・ D P A T 事務局

災害発生時以降のD P A T活動の迅速、適切な連絡調整の業務の中核となる機関。被災都道府県等が非被災都道府県等からの支援を必要とする場合には、厚生労働省の指示のもとに、全国のD P A Tに対して出動可否等を含む情報収集を行う。

- ・ 広域災害・救急医療情報システム（以下、「E M I S」という）

（Emergency Medical Information System：E M I S）

災害時に被災都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムのこと。

Ⅲ. 関係機関の役割

1. 関係機関の事前対応

(1) 厚生労働省

- ア. 指定入院医療機関及び指定通院医療機関との災害時の連絡は、地方厚生局と作成した緊急連絡網を活用すること。
- イ. 関係機関（法務省、最高裁判所、D P A T事務局）と災害時の連絡体制は、別紙1のとおり。

(2) 地方厚生局

- ア. 厚生労働省と災害時の連絡は緊急連絡網を活用すること。
- イ. 指定入院医療機関、指定通院医療機関との災害時の連絡体制は、別紙1のとおり。災害時に確実に連絡を取れるよう体制を整えておくこと。
- ウ. 関係機関（保護観察所、地方裁判所等）と災害時の連絡体制は、別紙1のとおり。

(3) 指定入院医療機関

- ア. 災害対応について、整理し、安全管理マニュアルに記載しておくこと。
特に、安全管理マニュアルには災害時の避難及び医療提供体制等を整理しておくこと。
- イ. 火災、水害、地震等の災害を想定し、避難場所を取り決めておくこと。
- ウ. 災害時に備え、地方厚生局への連絡体制を取り決めておくこと。
- エ. 災害時に備え、「災害時の避難対応（外出等）」について事前に取り決めておくこと。
なお、入院処遇ガイドラインの定めに基づき、「外出・外泊等の開始」の際には、あらかじめ「新病棟運営会議における検討」や「居住地保護観察所への連絡」等を行う必要があるが、災害時緊急の場合は「事後に開催される新病棟運営会議において当該判断及び治療行為の内容について報告し評価を受けるものとする」、「居住地保護観察所への連絡は事後とする」等事前に取り決めておくこと。
- オ. 災害時、転院等の可能性を鑑み、「入院処遇対象者の診療情報」（既存資料の組み合わせ等で可）の提供方法を取り決めておくこと。

【診療情報の参考となる既存資料例】

- ① 診療情報提供書
- ② 直近の処方内容
- ③ 鑑定書
- ④ 生活環境調査結果報告書
- ⑤ 直近の入院継続申立書
- ⑥ 新病棟運営会議シート
- ⑦ 入院継続情報管理シート 等

(4) 指定通院医療機関

- ア. 災害対応について整理し、安全管理マニュアルに記載しておくこと。
特に、安全管理マニュアルには災害時の避難及び医療提供体制等を整理しておくこと。
- イ. 災害時に備え、地方厚生局への連絡体制を取り決めておくこと。
- ウ. 災害時、転院等の可能性を鑑み、「通院処遇対象者の診療情報」（既存資料の組み合わせ等で可）の提供方法を取り決めておくこと。

【診療情報の参考となる既存資料例】

- ① 診療情報提供書
- ② 直近の処方内容
- ③ 鑑定書
- ④ 生活環境調査結果報告書
- ⑤ 通院基本情報管理シート 等

2. 関係機関の災害時対応

○医療観察法病棟が被災した場合の避難の手順（別紙2）

（1）厚生労働省

（災害発生時）

ア. 被災地の指定入院医療機関及び指定通院医療機関の被災状況については、地方厚生局との緊急連絡網を活用し情報収集を行うこと。被災状況の確認は、入院処遇対象者に関する情報を優先とする。

また、指定通院医療機関については、EMISを活用し、通院処遇対象者が治療を受けている医療機関に限って情報収集を行うこととする。

情報として必要な項目は下のとおり。

【被災状況確認項目】

- ① 入院処遇対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
- ② 通院処遇対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
- ③ 指定入院医療機関における処遇対象者の緊急避難の有無
〔緊急避難が有の場合に必要な情報〕
 - 緊急避難者数
 - 避難場所
- ④ 指定入院医療機関の病棟における継続した医療の実施の可否
〔医療の実施が否の場合に必要な情報〕
 - 病棟の倒壊、又は倒壊の恐れ
 - 倒壊等その状況について
 - 医療従事者が被災
 - 具体的な被災の状況について
 - ライフラインの支障
 - 具体的な支障の状況について
 - 医薬品等の供給面の支障
 - 具体的な支障の状況について
 - その他物品の供給面の支障
 - 具体的な支障の状況について
- ⑤ 指定通院医療機関における継続した医療の実施の可否
〔医療の実施が否の場合に必要な情報〕
 - EMISに「要支援」が入力されている又は「未入力により安否不明」の場合には、その理由の確認

また、E M I S未登録の指定通院医療機関の場合は、個別に被災状況を確認

- イ. 被災地の指定入院医療機関及び指定通院医療機関について確認できた被災状況に関係機関（法務省、最高裁判所、D P A T事務局）へすみやかに連絡すること。

【被災状況確認項目】

≪Ⅲ－２－（１）－アと同じ≫

- ウ. 「D P A T調整本部」が都道府県災害対策本部内に設置された場合は、すみやかに地方厚生局に連携を図るよう指示すること。

（転院）

- エ. 入院処遇対象者の転院が必要となった場合は、被災地内外で入院処遇対象者の受け入れが可能な指定入院医療機関の病床を確保し、地方厚生局に連絡をすること。
- オ. 転院に向けた移送について、D P A T事務局、被災地・受入れ指定入院医療機関等と連携し、車両等の移送手段の調整を行い、その確保について地方厚生局へ指示すること。

（二次避難）

- カ. 指定入院医療機関への転院が困難な場合は、二次避難を行う。二次避難先の選定をD P A T事務局に依頼し、その確保について地方厚生局に指示すること。
- キ. 二次避難に向けた移送について、D P A T事務局と連携し、車両等の移送手段の調整を行い、その確保について地方厚生局へ指示すること。

（２）地方厚生局

（災害発生時）

- ア. 被災地の指定入院医療機関及び指定通院医療機関の被災状況については、緊急連絡網を活用し情報収集を行うこと。
- イ. 被災地の指定入院医療機関及び指定通院医療機関の被災状況の確認は、入院処遇対象者に関する情報を優先とする。

また、指定通院医療機関については、E M I Sを活用し、通院処遇対象者が治療を受けている医療機関に限って情報収集を行うこととする。

情報収集ができた項目から、すみやかに厚生労働省へ報告すること。

【被災状況確認項目】

《Ⅲ－２－（１）－アと同じ》

ウ. 特に、被災地の指定入院医療機関の緊急避難の状況について確認すること。

エ. 被災地の指定入院医療機関及び指定通院医療機関について確認できた被災状況を関係機関（保護観察所、地方裁判所等）へすみやかに連絡すること。

【被災状況確認項目】

《Ⅲ－２－（１）－アと同じ》

オ. 「D P A T調整本部」が都道府県災害対策本部内に設置された場合は、すみやかに連携を図ること。

（緊急避難）

カ. 被災地の指定入院医療機関の管理者から、医療観察病棟での医療の実施が困難であり転院及び二次避難が必要との連絡があった場合は、すみやかに厚生労働省へ報告すること。

（転院）

キ. 厚生労働省が確保した指定入院医療機関の病床について、被災地指定入院医療機関と連携し、入院処遇対象者の割振りを行うこと。

なお、指定入院医療機関運営ガイドラインの定めに基づき、「他の指定医療機関への転院」には、「保護観察所との意見調整を経た指定入院医療機関の発意」や「転院の要件」が必要とされるが、災害時の緊急の場合は、医療観察法に基づく医療を実施するため「指定入院医療機関の管理者の発意」とし、「転院の要件」を満たさなくても差し支えないものとする。

ク. 転院に向けた移送については、厚生労働省の調整をもとにD P A T調整本部、指定入院医療機関と連携し、入院処遇対象者の車両等の移送手段を確保すること。

(二次避難)

- ケ. 指定入院医療機関への転院が困難な場合は、二次避難を行う。二次避難先は、厚生労働省の調整をもとにD P A T調整本部と連携し、確保すること。
- コ. 二次避難に向けた移送については、厚生労働省の調整のもとにD P A T調整本部と連携し、車両等の移送手段を確保すること。

(通院処遇対象者への対応)

- サ. 保護観察所に対し、通院処遇対象者の被災状況等について確認を行うこと。
- シ. 保護観察所に対し、指定通院医療機関の確保に関する情報提供等を依頼すること。
- ス. 被災した指定通院医療機関の管理者により、診療の継続ができないという判断がされている場合、近隣の指定通院医療機関の確保を行うこと。

(3) 指定入院医療機関

(災害発生時)

- ア. 入院処遇対象者の安全を最優先に考えること。
- イ. 安全管理マニュアルに準じ、災害時の院内対応を行うこと。

(緊急避難)

- ウ. 指定入院医療機関の精神保健指定医の診察の結果を踏まえ、管理者の判断で入院 処遇対象者を安全な場所へ緊急避難させること。その際、「災害時の避難対応（外出等）」については事前対応の取り決めのとおりとすること。
- エ. 緊急避難は医学的管理下のもと実施すること。
なお、災害時の緊急な場合は、管理者の判断で人員、病状、観察レベルに応じた適切な配置として差し支えないものとする。
- オ. 指定入院医療機関の被災状況について、地方厚生局へ報告すること。併せてD P A T調整本部へ被災状況を連絡すること。

【指定入院医療機関の被災状況確認項目】

- ① 入院処遇対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
- ② 指定入院医療機関における処遇対象者の緊急避難の有無

〔緊急避難が有の場合に必要な情報〕

緊急避難者数

避難場所

③ 指定入院医療機関の病棟における継続した医療の実施の可否

〔医療の実施が否の場合に必要な情報〕

病棟の倒壊、又は倒壊の恐れ

➢ 倒壊等その状況について

医療従事者が被災

➢ 具体的な被災の状況について

ライフラインの支障

➢ 具体的な支障の状況について

医薬品等の供給面の支障

➢ 具体的な支障の状況について

その他物品の供給面の支障

➢ 具体的な支障の状況について

カ. 緊急避難後、入院処遇対象者の安全が確認できた時点で、管理者は医療観察病棟において継続した医療の実施の可否について判断すること。

キ. 被災地指定入院医療機関の対応

① 医療観察病棟で継続した医療の実施が可能な場合

i) 医療観察病棟での医療の実施が可能なことを地方厚生局へ報告すること。併せてDPA T調整本部へ連絡すること。

ii) 緊急避難の後、治療環境が整った時点で医療観察病棟での医療を実施すること。

iii) 避難時の対応についても可能な限り記録すること。

iv) 医療観察病棟で医療の実施を開始した旨を地方厚生局へ報告すること。

② 指定入院医療機関での継続した医療の実施が困難な場合

i) 転院及び二次避難の必要性については、管理者が判断すること。

ii) 転院及び二次避難が必要な場合は、すみやかに地方厚生局へ報告すること。併せてDPA T調整本部へ連絡すること。

(転院)

- iii) 地方厚生局から連絡のあった受入れ指定入院医療機関への転院に向け、地方厚生局と連携し、入院処遇対象者の割振りに協力すること。
- iv) 転院に向けた移送について、地方厚生局、D P A T調整本部から病院所有の車両等による移送依頼を受けた場合は、協力すること。
- v) 転院の際、事前に用意している「入院処遇対象者の診療情報」を、受入れ指定入院医療機関に提供すること。
- vi) 転院時の職員の同行については、原則、受入れ指定入院医療機関の職員が対応すること。また、バス等の大型車両により、複数の入院処遇対象者を移送する場合は、職員の配置について、必要最低限の人員で差し支えない。

(二次避難)

- vii) 指定入院医療機関への転院が困難な場合、二次避難を行う。地方厚生局より連絡のあった入院処遇者の受け入れ可能な医療機関等への二次避難に向け、地方厚生局と連携し、入院処遇対象者の割振りに協力すること。
- viii) 二次避難に向けた移送について、地方厚生局、D P A T調整本部から病院所有の車両等による移送依頼を受けた場合は、協力すること。
- ix) 入院処遇対象者を二次避難させる場合、管理者は、職員の同行について留意すること。職員の同行については医学的管理下のもと実施すること。

なお、災害時の緊急な場合は、管理者の判断で人員、病状、観察レベルに応じた適切な配置として差し支えないものとする。

また、二次避難が1週間を超える場合は、「外泊」の規定に基づき、原則、指定入院医療機関へ転院させることとする。

ク. 受入れ指定入院医療機関の対応

- i) 入院処遇対象者の転院の受け入れに協力すること。
- ii) 被災地指定入院医療機関から入院処遇対象者を受け入れる場合は、原則、受入れ指定入院医療機関の職員が同行すること。また、バス等の

大型車両により、複数の入院処遇対象者を移送する場合は、職員の同行の配置について、必要最低限の人員で差し支えない。

(4) 指定通院医療機関

- ア. 通院処遇対象者の安全を最優先に考えること。
- イ. 院内安全管理マニュアルに準じ、災害時の院内対応を行うこと。
- ウ. 通院処遇対象者の安全が確認できた時点で、指定通院医療機関の管理者が継続した医療の実施の可否について判断すること。
- エ. 指定通院医療機関の被災状況について、地方厚生局へ報告するとともに、EMISに登録している医療機関は被災状況を発信すること。

【指定通院医療機関の被災状況確認項目】

- ① 通院処遇対象者数（うち受傷者数、死亡者数）
- ② 指定通院医療機関における継続した医療の実施の可否

〔医療の実施が否の場合に必要な情報〕

□被災状況及びその理由について

オ. 保護観察所と連携し、通院処遇対象者の被災状況等の確認に協力すること。

カ. 被災地指定通院医療機関の対応

① 指定通院医療機関での継続した医療の実施が可能な場合

- i) 指定通院医療機関での医療の実施が可能なことを地方厚生局へ報告するとともに、EMISに登録している医療機関は被災状況を発信すること。

② 指定通院医療機関での継続した医療の実施が困難な場合

- i) 外来による医療の実施ができない場合には、すみやかに地方厚生局へ報告するとともに、EMISに登録している医療機関は被災状況を発信すること。
- ii) 転院の際、事前に用意している「通院処遇対象者の診療情報」を、受入れ指定通院医療機関に提供すること。

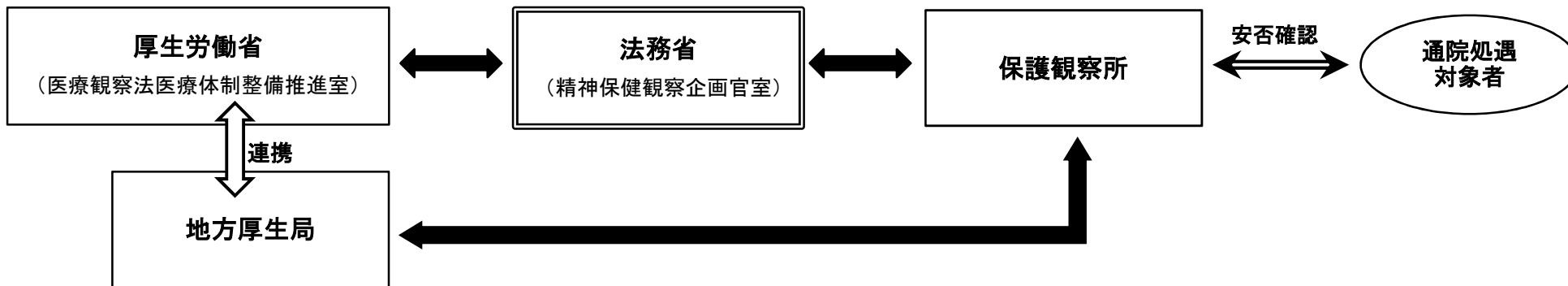
キ. 受入れ指定通院医療機関

- i) 地方厚生局と受け入れの調整を行うこと。
- ii) 通院処遇対象者の転院の受け入れに協力すること

1. 災害時の関係機関連絡体制

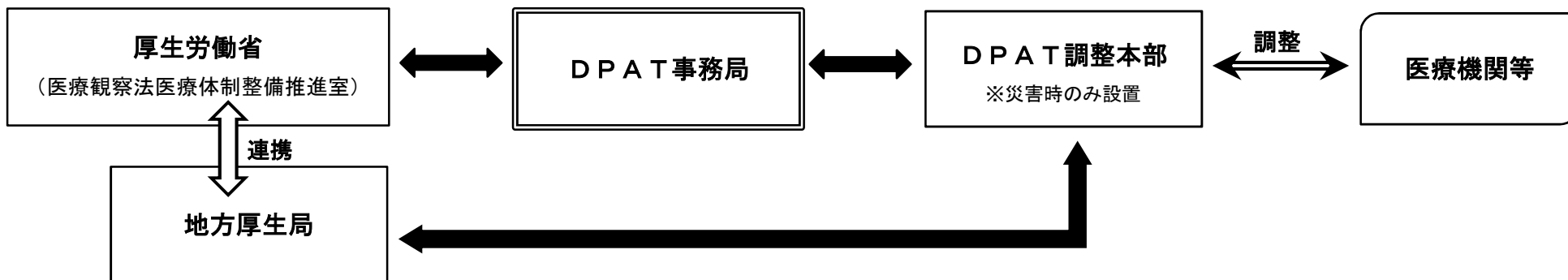
① 法務省・保護観察所との連絡体制

(通院処遇対象者の安否確認及び指定通院医療機関の確保の対応時)



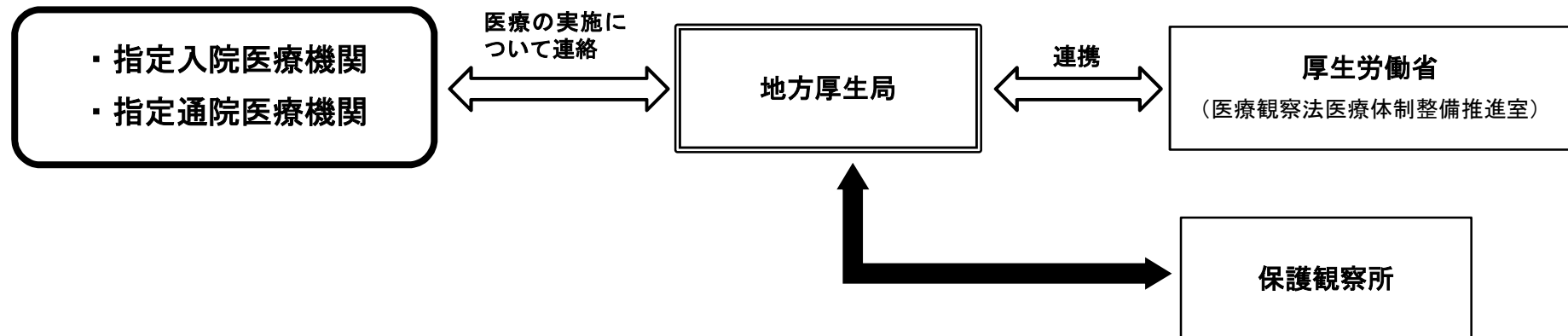
② DPAT事務局・DPAT調整本部との連絡体制

(転院、二次避難の移送及び二次避難先の確保対応時)



2. 災害時の指定入院医療機関・指定通院医療機関連絡体制

(継続した医療の実施を確認対応時)

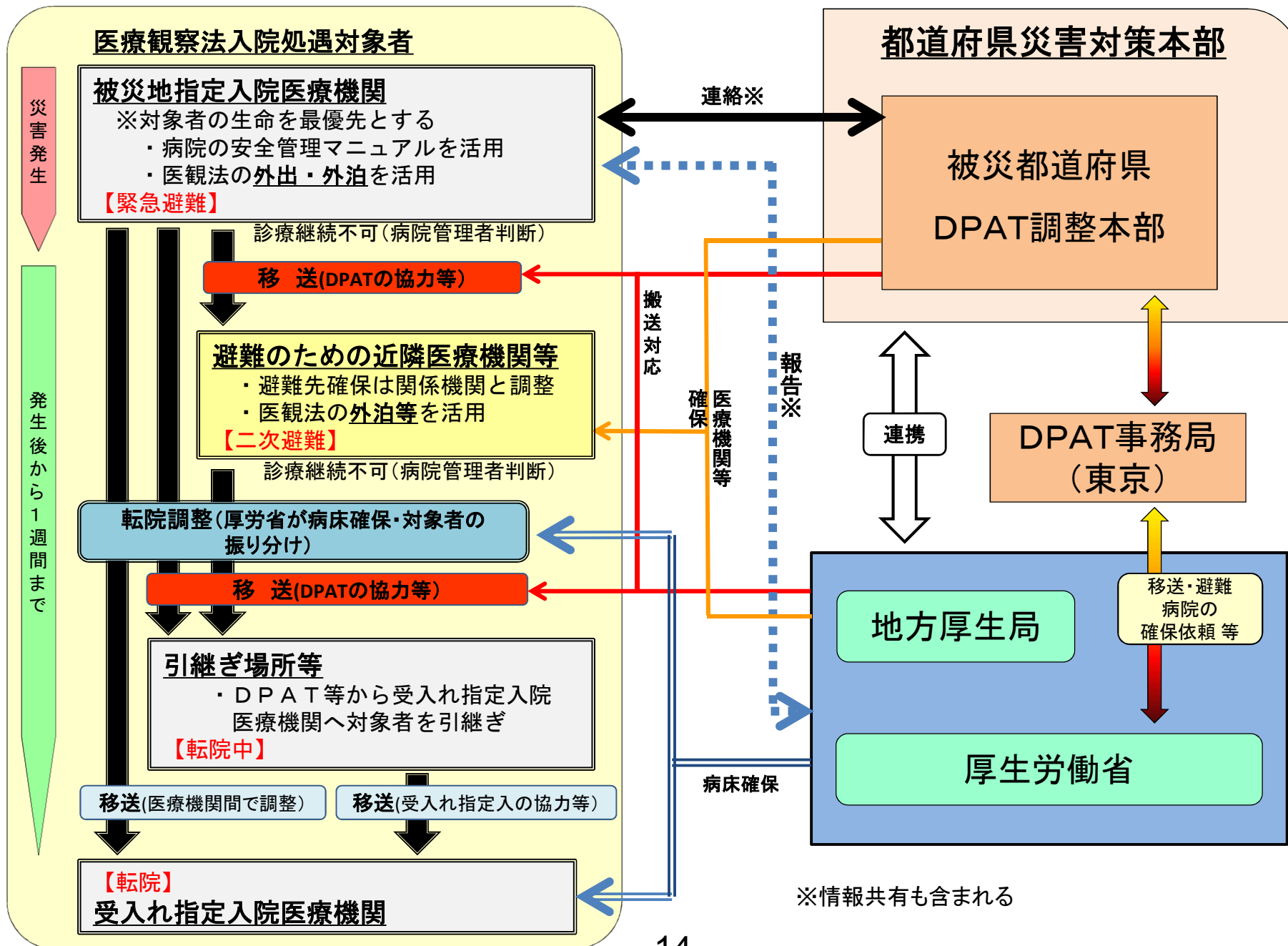


※ その他の場合については、適宜対応すること。

※ 最高裁判所、地方裁判所については、特記すべき事項が無ければ連絡は不要。

災害発生時の流れ(指定入院医療機関)【案】

別紙2



災害発生時の流れ(指定通院医療機関)【案】

